

## 【表紙】

|   |  |
|---|--|
| 【公表書類】  | 発行者情報  |
| 【公表日】   | 2025年12月17日  |
| 【発行者の名称】  | ミモザ株式会社<br>(MIMOSA CO., LTD. )   |
| 【代表者の役職氏名】                                      | 代表取締役会長 清水 亨   |
| 【本店の所在の場所】                                      | 東京都品川区南品川二丁目2番5号   |
| 【電話番号】  | 03-5796-0630   |
| 【事務連絡者氏名】                                       | 常務取締役 清野 祐司  |
| 【担当 J-A d v i s e r の名称】                        | 株式会社日本M&Aセンター  |
| 【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】                  | 代表取締役社長 竹内 直樹  |
| 【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】                  | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  |
| 【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表される<br>ウェブサイトのアドレス】 | <a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>  |
| 【電話番号】  | 03-5220-5454   |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】                              | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market<br>なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。<br>名称：株式会社証券保管振替機構<br>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号   |
| 【公表されるホームページのアドレス】                              | ミモザ株式会社<br><a href="https://mimoza-care.com/">https://mimoza-care.com/</a><br>株式会社東京証券取引所<br><a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a> |

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

| 回次                               | 第26期（中間）       | 第27期（中間）       | 第25期           | 第26期           |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算年月                             | 2024年9月        | 2025年9月        | 2024年3月        | 2025年3月        |
| 売上高<br>(千円)                      | 8,028,753      | 8,763,139      | 14,965,923     | 16,344,151     |
| 経常利益<br>(千円)                     | 21,814         | 117,437        | 383,766        | 106,580        |
| 中間（当期）純利益<br>(千円)                | 520            | 71,303         | 261,761        | 53,283         |
| 純資産額<br>(千円)                     | 1,379,149      | 1,487,608      | 1,456,667      | 1,431,912      |
| 総資産額<br>(千円)                     | 8,330,385      | 9,784,074      | 8,524,549      | 8,604,207      |
| 1株当たり純資産額<br>(円)                 | 1,993.72       | 2,153.54       | 2,107.95       | 2,071.47       |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額)<br>(円)  | —<br>(—)       | —<br>(—)       | 115<br>(—)     | 23<br>(—)      |
| 1株当たり<br>中間（当期）純利益<br>(円)        | 0.76           | 105.07         | 385.73         | 78.52          |
| 潜在株式調整後1株当たり<br>中間（当期）純利益<br>(円) | 0.73           | 101.02         | —              | 75.49          |
| 自己資本比率<br>(%)                    | 16.2           | 14.9           | 16.8           | 16.3           |
| 自己資本利益率<br>(%)                   | 0.0            | 5.0            | 19.8           | 3.8            |
| 株価収益率<br>(倍)                     | 2,509.2        | 18.1           | —              | 24.3           |
| 配当性向<br>(%)                      | —              | —              | 29.8           | 29.3           |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー<br>(千円)     | △262,497       | 99,934         | 385,661        | △90,028        |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー<br>(千円)     | △606,589       | △954,839       | △493,106       | △662,361       |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー<br>(千円)     | 120,936        | 932,509        | 325,192        | 232,750        |
| 現金及び現金同等物の<br>中間期末（期末）残高<br>(千円) | 659,393        | 965,509        | 1,407,543      | 887,904        |
| 従業員数<br>〔外、平均臨時雇用人員〕<br>(名)      | 820<br>[1,286] | 842<br>[1,354] | 807<br>[1,196] | 827<br>[1,307] |

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社は非上場であったため記載しておりません。
4. 第25期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

| 従業員数（名）    | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|------------|---------|-----------|------------|
| 842(1,354) | 41.4    | 5.6       | 4,731      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復が見られました。一方、米国の関税政策や世界的な物価上昇の影響に加えて、長期化する中東情勢やウクライナ情勢により依然として不透明な状況が続いております。

介護業界においては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど介護サービス需要はより高まる一方で、介護人財の確保は厳しさを増し、採用費や人件費の上昇が続いており、介護人財の採用と定着が課題となっております。

このような状況の下、当社はコア事業毎の専門性を高めた加算取得の推進、スポットワーカーのリピーター化と本雇用への移行推進、一部の事業で週休3日制度を導入するなどにより、経営基盤を強化してまいりました。また、現場の生産性向上に向けたICTの活用として、各種センサーヤシス템、AIツールの導入を進めております。この他、「価値ある未来を地域と共に創る」をスローガンに掲げ、エリア毎に地域イベント活動を積極化し、「あって良かった地域のミモザ」の実現に地域プランディングを推進しております。

事業拡大につきましては、前期末の東京都大田区のグループホームと小規模多機能型居宅介護開設に引き続き、6月に千葉県船橋市に訪問介護、9月に埼玉県上尾市に介護付きホームを新規に開設いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は8,763百万円（前年同期比9.1%増）、営業利益は46百万円（前年同期は6百万円の営業損失）、経常利益は117百万円（前年同期比438.4%増）、中間純利益は71百万円（前年同期は0百万円の中間純利益）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ77百万円増加し、965百万円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、99百万円の収入となりました。その主な要因は、税引前中間純利益117百万円、減価償却費129百万円、補助金収入121百万円等を計上した一方、売上債権の増加245百万円、補助金の受取165百万円等があつたことによるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、954百万円の支出となりました。その主な原因は、有形固定資産の取得による支出943百万円等の支出があつたことによるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、932百万円の収入となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出470百万円、短期借入金の返済による支出300百万円等の支出があつた一方、長期借り入れによる収入1,800百万円等の収入があつたことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高（千円）   | 前年同期比（%） |
|----------|-----------|----------|
| 介護事業     | 8,763,139 | 109.1    |

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

| 相手先             | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |       |
|-----------------|--|-------|
|                 | 金額（千円）                                   | 割合（%） |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 2,649,907                                | 30.2  |
| 東京都国民健康保険団体連合会  | 1,045,719                                | 11.9  |

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

##### （a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

###### イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面  
ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### （b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

#### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とす

るに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合  
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合  
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
  - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）  
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
    - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
    - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - (b) 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
    - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
    - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
  - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
  - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が

異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとし取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑯ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適當と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、4,244百万円（前事業年度末残高は4,003百万円）となり、前事業年度末に比べ241百万円増加しました。その主な要因は、売上増加に伴い売掛金が245百万円増加したこと等によるものであります。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、5,539百万円（前事業年度末残高は4,600百万円）となり、前事業年度末に比べ938百万円増加しました。その主な要因は、建設仮勘定が220百万円減少した一方、新規施設の開設等により建物が1,034百万円、長期前払費用が65百万円、構築物が44百万円増加したこと等によるものであります。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、2,564百万円（前事業年度末残高は2,598百万円）となり、前事業年度末に比べ34百万円減少しました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が169百万円、未払金が53百万円、未払法人税等が45百万円増加した一方、短期借入金が300百万円減少したこと等によるものであります。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、5,732百万円（前事業年度末残高は4,574百万円）となり、前事業年度末に比べ1,158百万円増加しました。その主な要因は、新規施設の開設等により長期借入金が1,159百万円増加したこと等によるものであります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、1,487百万円（前事業年度末残高は1,431百万円）となり、前事業年度末に比べ55百万円増加しました。その要因は、配当金を15百万円支払った一方、中間純利益を71百万円計上したことにより利益剰余金が55百万円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は989百万円です。

その主なものは建物の取得によるものであります。

また、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年9月30日現在

| 事業所名<br>(所在地)   | 設備の<br>内容 | 帳簿価額(千円)  |        |       |           |                           |         |           | 従業員数<br>(名)  |
|-----------------|-----------|-----------|--------|-------|-----------|---------------------------|---------|-----------|--------------|
|                 |           | 建物        | 構築物    | 車両運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地<br>(面積m <sup>2</sup> ) | リース資産   | 合計        |              |
| 神奈川県<br>(106ヶ所) | 介護施設      | 379,068   | 14,453 | 3,112 | 24,400    | 107,318<br>(537.48)       | 5,578   | 533,933   | 396<br>(805) |
| 東京都<br>(37ヶ所)   | 介護施設      | 56,513    | 383    | 7,719 | 24,733    | —                         | —       | 89,349    | 174<br>(241) |
| 埼玉県<br>(24ヶ所)   | 介護施設      | 1,324,418 | 63,841 | 5,492 | 45,261    | 350,543<br>(1,672.00)     | 158,454 | 1,948,012 | 117<br>(151) |
| 千葉県<br>(10ヶ所)   | 介護施設      | —         | —      | 144   | 2,551     | —                         | 205,462 | 208,158   | 44<br>(64)   |
| 静岡県<br>(7ヶ所)    | 介護施設      | 424,357   | 12,274 | 3,564 | 4,038     | 100,963<br>(1,757.33)     | 248,087 | 793,286   | 18<br>(52)   |
| 宮城県<br>(2ヶ所)    | 介護施設      | 14,725    | —      | —     | 180       | —                         | —       | 14,905    | 7<br>(6)     |
| 栃木県<br>(1ヶ所)    | 介護施設      | 2,505     | —      | 703   | 2,764     | —                         | —       | 5,973     | 8<br>(8)     |
| 群馬県<br>(1ヶ所)    | 介護施設      | 313       | —      | —     | 3,781     | —                         | 759,907 | 764,002   | 6<br>(11)    |
| 福島県<br>(2ヶ所)    | 介護施設      | —         | —      | 2,341 | 2,771     | —                         | 160,493 | 165,606   | 8<br>(12)    |
| 本社<br>(東京都品川区)  | 事業所等      | 6,809     | —      | —     | 327       | —                         | —       | 7,137     | 64<br>(4)    |

(注) 1. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に記載を行っておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、消費税等を含んでおりません。

4. 現在休止中の重要な設備はありません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。

6. 建物は賃借しており、年間賃借料は2,273,576千円であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間会計期間末現在発行数(株)<br>(2025年9月30日) | 公表日現在発行数(株)<br>(2025年12月17日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名    | 内容            |
|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------|
| 普通株式                  | 2,710,000   | 2,031,400 | 678,600                         | 678,600                      | 東京証券取引所<br>(TOKYO PRO Market) | 単元株式数<br>100株 |
| 計                     | 2,710,000   | 2,031,400 | 678,600                         | 678,600                      | —                             | —             |

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2011年6月28日 株主総会決議）

| 区分                                     | 中間会計期間末現在<br>(2025年9月30日)   | 公表日の前月末現在<br>(2025年11月30日) |
|--|---|----------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 272   | 同左                         |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | —   | —                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式  | 同左                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 27,200<br>(注) 1. 2.   | 同左                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 1   | 同左                         |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 2011年7月1日<br>至 2046年6月30日   | 同左                         |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 964.6<br>資本組入額 482.3<br>(注) 1.   | 同左                         |
| 新株予約権の行使の条件                            | 当社取締役がその地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り行使できるものとする。その権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。 | 同左                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。  | 同左                         |
| 代用払込みに関する事項                            | —   | —                          |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | —   | —                          |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                      | 発行済株式総数増減額(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|--------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2025年4月1日～<br>2025年9月30日 | —             | 678,600      | —          | 80,000    | —            | 188,980     |

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称    | 住所                | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-----------|-------------------|----------|---------------------|
| 森山興産株式会社  | 神奈川県逗子市久木8丁目7番12号 | 341,000  | 50.25               |
| 斎藤 静敬     | 栃木県宇都宮市           | 36,000   | 5.31                |
| ミモザ従業員持株会 | 東京都品川区南品川2丁目2番5号  | 32,100   | 4.73                |
| 高橋 昌之     | 神奈川県平塚市           | 21,000   | 3.09                |
| 大場 末子     | 東京都大田区            | 18,000   | 2.65                |
| 松本 考二     | 神奈川県横浜市緑区         | 17,500   | 2.58                |
| 武田 正市     | 東京都杉並区            | 16,800   | 2.48                |
| 安藤 道子     | 神奈川県横浜市緑区         | 14,000   | 2.06                |
| 大南 貴哉     | 神奈川県小田原市          | 12,500   | 1.84                |
| 吉田 徹      | 神奈川県座間市           | 12,000   | 1.77                |
| 森山 久枝     | 神奈川県逗子市           | 12,000   | 1.77                |
| 計         | —                 | 532,900  | 78.53               |

(注) 1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

| 区分             | 株式数（株）       | 議決権の数（個） | 内容   |
|----------------|--------------|----------|--|
| 無議決権株式         | —            | —        | —  |
| 議決権制限株式（自己株式等） | —            | —        | —  |
| 議決権制限株式（その他）   | —            | —        | —  |
| 完全議決権株式（自己株式等） | —            | —        | —  |
| 完全議決権株式（その他）   | 普通株式 678,600 | 6,786    | 株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。 |
| 単元未満株式         | —            | —        | —  |
| 発行済株式総数        | 678,600      | —        | —  |
| 総株主の議決権        | —            | 6,786    | —  |

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

|                          | 第2回新株予約権                 |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                    | 2011年6月28日               |
| 付与対象者の区分及び人数（名）          | 当社取締役 13名（注）1.           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | （2）【新株予約権等の状況】に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）       | 同上                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）        | 同上                       |
| 新株予約権の行使期間               | 同上                       |
| 新株予約権の行使の条件              | 同上                       |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 同上                       |
| 代用払込みに関する事項              | 同上                       |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上                       |

（注）1. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名となっております。

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別    | 2025年4月 | 2025年5月 | 2025年6月 | 2025年7月 | 2025年8月 | 2025年9月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高（円） | —       | —       | —       | —       | —       | 1,897   |
| 最低（円） | —       | —       | —       | —       | —       | 1,897   |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年4月から2025年8月については、売買実績がありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

## **第6 【経理の状況】**

### **1. 中間財務諸表の作成方法について**

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### **2. 監査証明について**

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人東海会計社による期中レビューを受けております。

### **3. 中間連結財務諸表について**

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

|                   | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当中間会計期間<br>(2025年9月30日) |
|-------------------|-----------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>       |                       |                         |
| <b>流動資産</b>       |                       |                         |
| 現金及び預金            | 887,904               | 965,509                 |
| 売掛金               | 2,899,395             | 3,144,839               |
| 貯蔵品               | 4,666                 | 3,939                   |
| 前払費用              | 80,569                | 112,675                 |
| その他               | 151,165               | 47,573                  |
| 貸倒引当金             | △20,178               | △29,794                 |
| <b>流動資産合計</b>     | <b>4,003,523</b>      | <b>4,244,742</b>        |
| <b>固定資産</b>       |                       |                         |
| <b>有形固定資産</b>     |                       |                         |
| 建物（純額）            | 1,173,791             | 2,208,712               |
| 構築物（純額）           | 46,383                | 90,952                  |
| 車両運搬具（純額）         | 28,239                | 23,078                  |
| 工具、器具及び備品（純額）     | 74,267                | 110,812                 |
| 土地                | 558,826               | 558,826                 |
| リース資産（純額）         | 1,546,664             | 1,537,983               |
| 建設仮勘定             | 220,000               | —                       |
| <b>有形固定資産合計</b>   | <b>3,648,172</b>      | <b>4,530,365</b>        |
| <b>無形固定資産</b>     |                       |                         |
| ソフトウエア            | 20,288                | 16,518                  |
| リース資産             | 127,931               | 109,813                 |
| その他               | 1,529                 | 3,849                   |
| <b>無形固定資産合計</b>   | <b>149,749</b>        | <b>130,180</b>          |
| <b>投資その他の資産</b>   |                       |                         |
| 投資有価証券            | 4,000                 | 4,000                   |
| 出資金               | 6                     | 6                       |
| 長期前払費用            | 61,787                | 127,506                 |
| 繰延税金資産            | 98,876                | 107,100                 |
| 敷金及び保証金           | 638,826               | 640,739                 |
| その他               | 444                   | 444                     |
| 貸倒引当金             | △1,181                | △1,012                  |
| <b>投資その他の資産合計</b> | <b>802,762</b>        | <b>878,785</b>          |
| <b>固定資産合計</b>     | <b>4,600,683</b>      | <b>5,539,331</b>        |
| <b>資産合計</b>       | <b>8,604,207</b>      | <b>9,784,074</b>        |

(単位：千円)

|                | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当中間会計期間<br>(2025年9月30日) |
|----------------|-----------------------|-------------------------|
| <b>負債の部</b>    |                       |                         |
| <b>流動負債</b>    |                       |                         |
| 買掛金            | 121,860               | 129,225                 |
| 短期借入金          | 300,000               | —                       |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 833,954               | 1,003,938               |
| 1年内償還予定の社債     | 60,000                | 20,000                  |
| リース債務          | 82,780                | 87,036                  |
| 未払金            | 188,289               | 241,387                 |
| 未払費用           | 656,922               | 693,529                 |
| 未払法人税等         | 8,676                 | 54,357                  |
| 契約負債           | 291,028               | 257,869                 |
| 預り金            | 47,044                | 75,363                  |
| 資産除去債務         | 6,883                 | —                       |
| その他            | 757                   | 1,339                   |
| <b>流動負債合計</b>  | <b>2,598,197</b>      | <b>2,564,047</b>        |
| <b>固定負債</b>    |                       |                         |
| 長期借入金          | 2,444,221             | 3,603,884               |
| リース債務          | 1,708,708             | 1,687,040               |
| 資産除去債務         | 86,307                | 86,867                  |
| その他            | 334,860               | 354,625                 |
| <b>固定負債合計</b>  | <b>4,574,097</b>      | <b>5,732,418</b>        |
| <b>負債合計</b>    | <b>7,172,294</b>      | <b>8,296,465</b>        |
| <b>純資産の部</b>   |                       |                         |
| <b>株主資本</b>    |                       |                         |
| 資本金            | 80,000                | 80,000                  |
| 資本剰余金          |                       |                         |
| 資本準備金          | 188,980               | 188,980                 |
| その他資本剰余金       | 163,980               | 163,980                 |
| <b>資本剰余金合計</b> | <b>352,961</b>        | <b>352,961</b>          |
| <b>利益剰余金</b>   |                       |                         |
| 利益準備金          | 2,984                 | 2,984                   |
| その他利益剰余金       | 969,756               | 1,025,452               |
| 繰越利益剰余金        | 969,756               | 1,025,452               |
| <b>利益剰余金合計</b> | <b>972,741</b>        | <b>1,028,437</b>        |
| <b>株主資本合計</b>  | <b>1,405,702</b>      | <b>1,461,399</b>        |
| <b>新株予約権</b>   | <b>26,209</b>         | <b>26,209</b>           |
| <b>純資産合計</b>   | <b>1,431,912</b>      | <b>1,487,608</b>        |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>8,604,207</b>      | <b>9,784,074</b>        |

## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

|               | 前中間会計期間<br>(自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |
|---------------|--|--|
| 売上高           | 8,028,753                                | 8,763,139                                |
| 売上原価          | 7,362,851                                | 8,010,247                                |
| 売上総利益         | 665,902                                  | 752,892                                  |
| 販売費及び一般管理費    | ※ 672,655                                | ※ 706,001                                |
| 営業利益又は営業損失（△） | △6,752                                   | 46,890                                   |
| 営業外収益         |  |  |
| 補助金収入         | 68,112                                   | 121,930                                  |
| その他           | 2,176                                    | 4,220                                    |
| 営業外収益合計       | 70,289                                   | 126,151                                  |
| 営業外費用         |  |  |
| 支払利息          | 40,348                                   | 52,836                                   |
| その他           | 1,373                                    | 2,768                                    |
| 営業外費用合計       | 41,722                                   | 55,604                                   |
| 経常利益          | 21,814                                   | 117,437                                  |
| 特別損失          |  |  |
| 固定資産除却損       | 245                                      | 0  |
| 特別損失合計        | 245                                      | 0  |
| 税引前中間純利益      | 21,568                                   | 117,437                                  |
| 法人税、住民税及び事業税  | 7,740                                    | 54,357                                   |
| 法人税等調整額       | 13,307                                   | △8,223                                   |
| 法人税等合計        | 21,047                                   | 46,133                                   |
| 中間純利益         | 520                                      | 71,303                                   |

## (③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                      | 前中間会計期間<br>(自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |
|----------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |  |  |
| 税引前中間純利益             | 21,568                                   | 117,437                                  |
| 減価償却費                | 114,613                                  | 129,375                                  |
| 補助金収入                | △68,112                                  | △121,930                                 |
| 貸倒り引当金の増減額（△は減少）     | △3,206                                   | 9,447                                    |
| 受取利息及び受取配当金          | △263                                     | △811                                     |
| 支払利息                 | 40,348                                   | 52,836                                   |
| 固定資産除却損              | 245                                      | 0  |
| 売上債権の増減額（△は増加）       | △213,606                                 | △245,443                                 |
| 棚卸資産の増減額（△は増加）       | 2,963                                    | 726                                      |
| 前払費用の増減額（△は増加）       | △11,342                                  | △31,981                                  |
| 長期前払費用の増減額（△は増加）     | △1,374                                   | △65,718                                  |
| 預り金の増減額（△は減少）        | △73,177                                  | 28,319                                   |
| 未払金の増減額（△は減少）        | △38,101                                  | 28,508                                   |
| 未払費用の増減額（△は減少）       | △57,048                                  | 36,650                                   |
| 契約負債の増減額（△は減少）       | △68,722                                  | △33,159                                  |
| その他                  | 42,216                                   | 44,139                                   |
| 小計                   | △313,000                                 | △51,603                                  |
| 利息及び配当金の受取額          | 263                                      | 811                                      |
| 補助金の受取額              | 208,000                                  | 165,250                                  |
| 利息の支払額               | △43,552                                  | △53,002                                  |
| 法人税等の支払額又は還付額（△は支払）  | △114,208                                 | 38,479                                   |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     | △262,497                                 | 99,934                                   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |  |  |
| 有形固定資産の取得による支出       | △598,722                                 | △943,731                                 |
| 無形固定資産の取得による支出       | △5,281                                   | △2,404                                   |
| 敷金及び保証金の差入による支出      | △3,161                                   | △2,500                                   |
| その他                  | 576                                      | △6,203                                   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | △606,589                                 | △954,839                                 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |  |  |
| 短期借入れによる収入           | 300,000                                  | —  |
| 短期借入金の返済による支出        | —  | △300,000                                 |
| 長期借入れによる収入           | 400,000                                  | 1,800,000                                |
| 長期借入金の返済による支出        | △385,937                                 | △470,353                                 |
| 社債の償還による支出           | △80,000                                  | △40,000                                  |
| 配当金の支払額              | △78,020                                  | △15,609                                  |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △35,105                                  | △41,527                                  |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | 120,936                                  | 932,509                                  |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）  | △748,149                                 | 77,605                                   |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 1,407,543                                | 887,904                                  |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高     | ※ 659,393                                | ※ 965,509                                |

**【注記事項】**

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

|          | 前中間会計期間<br>(自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |
|----------|--|--|
| 給与       | 146,946千円                                | 140,794千円                                |
| 租税公課     | 163,402                                  | 170,864                                  |
| 貸倒引当金繰入額 | △1,095                                   | 9,897                                    |

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

|           | 前中間会計期間<br>(自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定  | 659,393千円                                | 965,509千円                                |
| 現金及び現金同等物 | 659,393                                  | 965,509                                  |

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 78,039         | 115                 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 2025年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 15,607         | 23                  | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

|           | 報告セグメント   |
|-----------|-----------|
|           | 介護事業      |
| 入居系サービス   | 5,233,913 |
| 在宅系サービス   | 2,794,848 |
| 外部顧客への売上高 | 8,028,753 |

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

|           | 報告セグメント   |
|-----------|-----------|
|           | 介護事業      |
| 入居系サービス   | 5,734,700 |
| 在宅系サービス   | 3,028,440 |
| 外部顧客への売上高 | 8,763,139 |

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|  | 前中間会計期間<br>(自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 2025年4月1日<br>至 2025年9月30日) |
|--|--|--|
| (1) 1株当たり中間純利益   | 0円76銭                                    | 105円07銭                                  |
| (算定上の基礎)   |  |  |
| 中間純利益（千円）  | 520                                      | 71,303                                   |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | —  | —  |
| 普通株式に係る中間純利益（千円）   | 520                                      | 71,303                                   |
| 普通株式の期中平均株式数（株）  | 678,600                                  | 678,600                                  |
|  |  |  |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益  | 0円73銭                                    | 101円02銭                                  |
| (算定上の基礎)   |  |  |
| 中間純利益調整額（千円）   | —  | —  |
| 普通株式増加数（株）   | 27,186                                   | 27,186                                   |
| (うち新株予約権（株）)   | (27,186)                                 | (27,186)                                 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | —  | —  |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月17日

ミモザ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士 青島信吾  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 辰巳尚  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミモザ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミモザ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認めら

れると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。